

●日本弁理士会 国際活動センターからのお知らせ
【米国情報】

2025年11月26日
担当:米州部 中井 和之

単色の色彩商標に識別力がないとしたCAFC判決

IN RE: PT MEDISAFE TECHNOLOGIES¹

判決日:2025年4月29日

1. 事件の概要

(1)背景と問題の所在

本件は、単色の色彩商標(色のみからなる商標)がどのような場合に登録可能かという問題を扱った事件です。医療用手袋メーカーであるMedisafe社(出願人・控訴人)は、医療用検査手袋に使用している濃緑色(Pantone 3285 c)を商標として出願し、これに対する商標審判部(TTAB)の拒絶審決について異を唱えました。争点は、対象となる商品の属(genus: 製品群)は何か、そして、この色彩が一般名称化しているかにありました。



(2)TTABの判断

TTABは、Milwaukee Electric Tool事件で示された二段階の判断基準(Milwaukeeテスト)を適用しました。このテストは、ある色彩を消費者が特定企業と結び付けて認識するかどうかを評価する枠組みです。TTABは、Medisafe社が意図した自社正規販売店向けという指定商品の限定は狭すぎるとして却下し、製品群を「クロロブレン製医療用検査手袋」と再定義しました。その上で、提出された証拠を総合的に評価した結果、濃緑色は市場全体で広く使用され、消費者は特定企業と結び付けて認識していないと判断しました。Medisafe社が提出した顧客宣誓書や消費者調査は、件数や形式、誘導の有無、消費者層の代表性などに問題があるとして重視されませんでした。Medisafe社は、このTTABの判断を不服としてCAFCに控訴しました。

2. 爭点

(1)主要争点

- 商品の属は適切か

¹ https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-1573.OPINION.4-29-2025_2506094.pdf

- 当該色彩が一般名称であるとの判断は妥当か

(2)結論

- CAFCはTTABの判断を支持しました
- 当該色彩は、单一の出所を示すことができない一般名称であると判断されました

3. 関連法規の位置づけ

判例・規定	内容	本件における役割
H. Marvin Ginn Corp.	二段階テストによる一般名称性判断(商標全般)	法的基準の原型
Milwaukee Electric Tool Corp.	Marvin Ginnテストの色彩商標向け修正版	TTABが色彩商標の一般名称性評価に使用

4. CAFCの判断

CAFCは、TTABの判断を支持しました。TTABはMilwaukeeテストを用いて、消費者が濃緑色から特定企業を識別できるかどうかを適切に評価しており、その適用は妥当であると認定しました。提出された証拠(ウェブサイトの販売例、顧客宣誓書、消費者調査)を総合的に検討した結果、濃緑色は医療用手袋市場で慣用的に使用され、消費者は特定企業と結び付けて認識していないと結論づけました。

また、Medisafe社は、色彩商標は一般名称の評価対象にならないと主張しました。これに対してCAFCは、ランハム法上の一般名称の定義は形式的な“名称”に限定されず、出所表示として機能し得るすべての要素(色彩やトレードドレスを含む)を対象とすると回答しました。そして、色彩も一般名称性の評価対象となり、Milwaukeeテストは妥当であると判断し、TTABの法律適用に誤りはないと結論づけました。

5. まとめ

色彩商標は、他の伝統的商標と同様に、識別力があるかどうかで登録の可否が判断されます。しかし、色彩は市場で使用される頻度が高く、特定の企業に紐づけて認識されにくいという性質があります。単に“使用している”ことや“見たことがある”ことを示すだけでは、識別力の立証にはつながりにくいと言えます。また、当該色が関連する消費者にとって、あるカテゴリーの製品全体を表すものとして理解されているのか、それとも出所識別標識として理解されているのかを分析する必要があります。

6. 考察

色彩商標の識別力を立証する際には、単なる使用実績ではなく、消費者がその色を出所標識として認識していることを示す、信頼性の高い客観的データが不可欠だと言えそうです。また、色は、文字や図形に比べて識別力を持ちにくい傾向があるため、その分だけ、証拠の質と内容が商標登録の可否を左右するとも言えそうです。

以上